

「小田地域子ども支援者等説明会」議事要旨

日 時	令和元年 6 月 26 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時
場 所	小田北生涯学習プラザ 小ホール
参 加 者	32 人
市 出 席 者	尼崎市理事、こども青少年部長、支援センター企画課長、こども総合相談第 1 担当課長、こども総合相談第 2 担当課長、発達相談支援課長、青少年課長、こども教育支援課長 ほか 3 名

1 開会

2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」及びユース交流センター「あまぽーと」「アマブラリ」の概要

3 質疑応答

参加者) 生活保護担当のケースワーカーはどうしても親のサポートに時間を割かれ、子どもに時間をかけるのが難しいと地域でも言われる。いくしあには児童専門のケースワーカーがつくとのことだが、オープンしたら児童専門のケースワーカーが対応してくれるのか。また児童専門のケースワーカーは何人になるのか。

市 ) 生活保護のケースワーカーはどうしても世帯全体をみることとなり、子ども目線の支援は児童専門のケースワーカーが行うこととなる。現状でもそのような役割分担となっており、引き続き生活保護のケースワーカーは世帯全体の把握を行い、子に特化、子を中心とした支援は児童専門のケースワーカーが行っていく。これまで同様お互いに協力しながら行うことにはかわりはない。  
人数については、10 月から増えるわけではなく、今年度は 12 人の配置となる。

参加者) 高校生年代の不登校支援も必要になってくるかと思われる。高校生年代は義務教育から外れるが、いくしあが行う支援の中に高校生年代への支援メニューはどのようなものがあるのか。

市 ) 市が行う不登校支援は義務教育期間中の小中学生は対応しているが、高校生は教育支援室の対象には入っていない。高校生向けの支援としては、教育相談で相談を受けながらすることがひとつ。家庭そのものに解決すべき課題があるときは、SSW（スクールソーシャルワーカー）が対応を行うこととなる。また、高校（市立 3 校）へのカウンセラー派遣も行っている。

17 歳～18 歳の年代は青年施策の領域に入ってくるので、ユース交流センターとのつながりになってくる。

市 ) 高等学校の不登校や中途退学はひきこもりにつながるリスクにもなることから、子ども総合相談で話を聞いて一緒に考えていき、ユース交流センターでの取り組みにもつなげていこうと思っている。

以 上

「武庫地域こども支援者等説明会」議事要旨

日 時	令和元年7月11日（木）午前10時から12時20分まで
場 所	武庫西生涯学習プラザ 1階ホール
参 加 者	12人
市 出 席 者	こども青少年部長、支援センター企画課長、こども総合相談第1担当課長、こども総合相談第2担当課長、発達相談支援課長、青少年課長、こども教育支援課長 ほか3名

1 開会

2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」及びユース交流センター「あまぽーと」「アマブラリ」の概要

3 質疑応答

参加者) 尼崎市は公共施設の統廃合を進め、青少年センターはひと咲きプラザに移転し子育て支援施設を集めるということだが、現実的には、課題に対して市民は各地区で地域活動し、実績も上げている。今後、いくしあができることで、どうなるのか。

地域に住んでいる者としては、いくしあのような施設は地元の近くにあればいいが、遠方に施設を作る意義や効果は何なのか。行政から地域へ事業の説明、報告はあるが、連携はない。

いくしあの支援策をうっても、関心を持つのは当事者だけであり、それ以外の住民は関心を持てるのか。市民がお互いに関心を持つことができるよう、施策を考えてもらいたい。

市 ) いくしあができたからといって劇的に効果があるものではなく、現行の取組みの不十分な所に視点をあてて、これまでの業務や体制のあり方にとらわれずに、それらの解決策の一つとして、いくしあの開設がある。いくしあは相談援助機関であり、現在、なかなか地域の方々に関心を持ってもらい、顔の見える関係づくりまでには至っていない。

例えば、民生児童委員の方々には子どものことについて、日々、色々な場面で、ご協力いただき、非常に助かっている。今回、いくしあを市民に知ってもらうために、生涯学習プラザを起点に、6地区を回り、いくしあについて普及・啓発を行っているところである。地道な活動により、地域の方々や支援者に関心を持っていただき、双方向で連携できるように周知していきたい。

参加者) 「子どもの育ち支援センター」という施設名からすると、問題があったら行くところ、対象者でない子はいくしあには行かない、となってしまうのか。誰でもが行ける施設にしてもらいたい。

市 ) 市としても、課題を抱えた子どもや子育て家庭など特定の人しか来ない施設というイメージは持たれたくないと考えている。いくしあの施設前には遊具等を設置するなど工夫して、誰もが子育ての悩みなど気軽に利用してもらえらる場所にしたいと考えている。

参加者) いくしあは地域の人々も巻き込んだ場所になってほしい。各地域にはそれぞれ特性があって、いくしあの場所が遠い、行きにくいという人もいる。いくしあには課題を抱えた方の最初の相談場所であっても、あとのフォローは6地区に居場所等つくっても

らえたら、当事者たちにとって嬉しいことだ。

武庫西生涯学習プラザのホールには、平日は高校生、土日には小中学生が集まり、会話や学習をする居場所になっている。いくしあでも、その活動を6地区に広げるような施策を考えてもらいたい。そのためには、ユースワーカー、発達特性を持った子どもを支援する支援員を養成・研修をして欲しい。

市 ) 皆様からの様々な意見をもとに、どのような施策が必要か、すぐに実現できないもの、予算的に厳しいものもあるかもしれないが、今後、検討していく。

市 ) 課題を抱えた子どもたちの居場所と青少年課が行っている青少年の健全育成のための居場所がある。

ホールを貸して市民に入ってもらおう手法や指定管理者が運営する方法等、青少年の居場所づくりや健全育成について、ユース交流センターではユースワークの観点で検討することも必要であると考えている。

参加者) 電子記録をすること、繋げていくことの意味は分かるが、人が入力するものであり、その記録が残り続け、当事者として記録されてしまう。小さい子を持つ親は、かなり親密にならない限り、発達検査を受けたことを話題にはしない。

いくしあで検査を受けると発達検査をしたことや内容が記録に残ってしまう。

発達障害を持つ中高年であっても発達し続けるものである。記録を残していく意図は何なのか。また、パンフレットに「受容のない保護者」とあるが、失礼な表現だと思う。

小さい子を持つ親は特に発達について神経質になりがちである。

市 ) いくしあで支援歴を管理する一番の目的は、子どもや子育て家庭が、適切な支援につながるよう、情報管理するものである。いくしあでは子どもが0歳から18歳まで支援していく中で、状況の変化等に対応できるよう過去からの支援歴等を管理し、支援がより良くなるように使うものである。行政が管理する目的のための記録ではなく、あくまで子どもや子育て家庭のための電子システムである。

発達検査や診察については、あくまで保護者の同意を得た上で実施するものであり、いくしあの専門職と保護者が一緒になって子どもの育ちを支援していこうと考えている。

市 ) 資料の6ページ「受容のない保護者」という記載が失礼にあたるのではないかと、というご意見については、「保護者の受容を整える」という表現で説明させていただく。資料の記載については、今後、訂正していきたい。

参加者) 特別支援学級について、現場の先生達が「合理的配慮」を理解されていないがために、不登校状態になっている子どもが相当数いると聞く。この資料では、いくしあに行くと、特別支援学級につながっているのか、と思う。この書き方は相当きついものである。

市 ) 資料の記載については一例である。今後、考えていく。

参加者) 転出した場合、記録は削除するのか。

市 ) 尼崎市民のために使う記録なので、市外に転出すれば削除するのが原則であるが、被

虐待児は住所を転々としたり、氏が変わったりすることが多く、再転入もあることから、一定期間は保存しておく。再転入があった時は、同一人物と確認して、従前の記録にリンクを張れるようにする。

虐待通告があった場合、48時間以内に子どもの状況の確認をしなければならず、所属等の確認等にも電子システムを使用する。

**参加者)** 実際、困り感を持った保護者は、このパンフレットを見ていくしあに来るだろうか、と思う。どんな相談ができて、どんな状態に変わるのか分からない。今後、保護者に配付するパンフレットでは、例えば「家庭児童相談」「教育相談」「発達相談支援」とは何なのか、縦わくで説明するのではなく、困りごとがあれば、いくしあに行けば何でも相談でき、どんな解決の道筋ができるのか、説明してもらいたい。

いくしあでは、誰もがいつでも、その日のうちに相談を受けてもらえるのか。

**市)** 今回、配布しているリーフレットは支援者向けに作成したものである。市民向けには今後、作成する予定であり、広く市民へ周知したい。そのリーフレットには電話番号や開館時間等も記載する。今回の支援者向けリーフレットは、いくしあの機能を中心にしたものになっている。

いくしあは9時から17時半、月曜日から金曜日までの開館になる。その時間帯に相談が難しければ、いくしあとは別の場所であったり、時間外に対応するなど、柔軟に対応していきたい。

**参加者)** 現在は、相談したいことがある場合、学校であったり、相談先の電話番号に掛けて、受付をしてもらってからの対応になることが多いと思うが、いくしあはいつでも相談に応じてもらえる施設であってほしい。また、生涯学習プラザなどに出張相談にきてもらえると良いのではと思う。

10歳くらいまでの子どもの困り感はどちらかいうと、その親の困り感である。パンフレットには「子どもファースト」と書かれているが、親の目線で書いてもらう方が相談しやすいし、母親が元気になると子どもも元気になることが多いと思う。保護者にも優しい記述にしてもらえたらと思う。

青少年センターの「中高生の居場所」について、自身の子供（高校生）は全く興味がなく、特に行く理由もない。普通に通学や部活をしている子どもには興味がないと思われる。ならば、もう少し困り感のある子ども達に特化して、何か支援等に取り組んでもらえたらと思う。

いくしあも同じで、相談のことしか説明をしていない。できれば具体的な支援を示してもらいたい。

また、困難を抱える子ども達にとって、自己肯定感を高めることができるよう、ボランティア活動などができる場所が青少年センターにできれば良いと思う。

**市)** 中高生は青少年センターには興味がない、というご意見については、確かに、中高生は部活動や勉強等することが多く、青少年センターに来る子どもは少ない。来ている子は、ただ、おしゃべりをしているだけの子どもも多く、家に居場所がないなど家庭に事情がある子どもが多いのかなと考えている。気になる子には職員が話し掛け、関係部署や学校へ連絡することもある。

ボランティアについては、場所の提供だけではなく、ユース交流センターを拠点として、地域活動において青少年の自己肯定感を育めるよう考えていかなければ、と思っている。

**参加者)** パンフレット2ページ記載の「横の連携」について、地域において様々な取組をしている地域課も是非、入れてもらいたい。地域住民や社会福祉協議会と一番近い職員は地域課職員である。また、何かしようと考えている段階で、先ほど話にあった青少年関係の取組についても地域課に相談してもらえたら生涯学習プラザの利用などスケジュール調整等もしやすくなる。

パンフレット3ページの「情報の一元管理」について民生児童委員や社会福祉協議会などから地域の気になる子の情報提供が地域課にあった場合でも、いくしあ職員以外にはその情報は公開できないのか。

**市** ) 情報の管理は非常に大事なところである。本人が同意をして、地域課も支援機関に含まれると分かっておれば、情報のやり取りができる可能性はあるが、通常は、いくしあや、支援機関として要保護児童対策地域協議会で支援をしている団体については情報のやり取りは、守秘義務がある中で行っている。単に情報の問い合わせでは出せない情報である。

**市** ) 電子システムの情報は、非常にセンシティブなものである。このため、児童福祉法上では要保護児童の情報のやり取りができる相手は法で定められている。  
その場合は、守秘義務が解除される。

**市** ) 誰でも情報を閲覧できる訳ではない。また、いくしあ内でも情報の閲覧制限を設けている。

**参加者)** 職員には市職員としての守秘義務がある。支援者としては守秘義務がないということか。

**市** ) 支援者としてはない。職員も支援者となり得ることかある。例えば、「居場所」に心配な子が来ているとしても、いくしあから渡せる情報は限られてくる。その子の家庭状況等を総合的に評価する中で、情報のやり取りは神経を使いながら、地域の民生委員なども個別ケース会議に入ってもらおうなどして、考えていく。誰にでも話せる情報ではない。

以 上

「園田地域こども支援者等説明会」議事要旨

日 時	令和元年 7 月 17 日（水）午後 2 時から午後 3 時 10 分まで
場 所	園田西生涯学習プラザ ホール
参 加 者	15 人
市 出 席 者	尼崎市理事、こども青少年部長、支援センター企画課長、こども総合相談第 1 担当課長、こども総合相談第 2 担当課長、発達相談支援課参事、青少年課長、こども教育支援課長 ほか 3 名

1 開会

2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」及びユース交流センター「あまぽーと」「アマブラリ」の概要

3 質疑応答

参加者) ユース交流センターについて、「学びと育ちに関わる市民・団体に広く開放し、イベントやミーティングスペース等として活用する。」とある。当方は、「生と死を考える講座」というものを行っているが、「学び」や「育ち」について、0 歳から 18 歳までの市民ともつながりながら行う事業で使用することはできるか。

市 ) 貸室については、青少年団体の登録など一定の条件を満たせば無料で使用していただけることになるが、青少年団体に当たらない場合でも、有料で使用していただくことは可能。

参加者) 現在は北部と南部に相談先が分かれていると思うが、10 月のオープン以降の相談は全てこちらに行ったらよいのか。

市 ) 現在、南部と北部のこども総合相談第 1 及び第 2 担当があるが、10 月以降、市民からの相談はいくしあ総合相談にて受け、関係機関からの相談はいくしあ内の家庭相談支援課に相談していただきたい。南北保健福祉センターにもサテライトで職員を配置する予定であり、現場から動く方がよい場合は、南北保健センターに直接相談も受けることはできるが、基本はいくしあにて相談を受けることとなる。

参加者) 40 歳代で子育てと親の介護の W ケアをしている家庭と関わることが多い。資料 4 ページに関係機関との連携が書かれているが、高齢者と関わる地域包括支援センターと今後連携をすることも考えられるのか。

市 ) 10 月以降、高齢者も子どももいる世帯に係る複合的な課題といったことについては、要保護児童対策地域協議会の中に医師会など関係機関が記載されているが、こちらに地域包括も入って情報のやり取りを行って支援していくという枠組みとしている。

参加者) 発達相談に関して、3 歳以下は南北保健福祉センターということであるが、この辺りの市民への周知ができているのか。パンフレットを見る限り 18 歳までの全ての年齢が対象であると解釈したが、線引きの理由が分からない。市民目線で見たときに、「では私はどこに相談したらよいのか」が分からないので周知しないと混乱するのではないかと思う。

市 ) いくしあの対象年齢は 0 歳から 18 歳としているが、現状 3 歳までは、乳幼児健診を通じて保健部門にて状況を確認していることから、その中で問題がある場合は健康増進課にてフォローしている。法律的には、3 歳までは母子保健でみる方が介入しやすい

く、地域に根付いている保健所でみる方がよいだらうという考えである。とはいっても、(保健以外の) 介入が必要、専門的な相談が必要な場合は、医師の診察やいくしあ内での対応が必要であると考えている。年齢だけでなく、どのような子をどのようにみていくか現在詰めているが、保健でみた方がやりやすいということで3歳までは保健でと考えている。

周知の方法については、3歳までは乳幼児健診等で相談してもらおう姿勢でいる。必要であれば地域を通じて「いくしあ」につなげることを周知していく。

複合的な課題に対して切れ目なく支援するのが「いくしあ」。いくしあは、伴走型・寄り添い型の支援をしていく。対処的アプローチを行うのが「児童相談所」であるが、切れ目（線引き）は難しい。いくしあにつながってきた子に対しては、期待を裏切らないように支援をしていきたい。

- 参加者) ペアレントトレーニングをされるとのことであるが、具体的にはどのようなことをするのか。生きづらさを感じる親御さん同士のグループワークなどをしたりするのか。
- 市 ) いくしあで行うペアレントトレーニングは、現在も行っているものをいくしあにて行う対象の狭いもので、2～3歳の子とその親を対象にしている。希望者を募って行うのではなく、乳幼児健診の中で気になる子が対象。先日行った「いくしあオープン会議」のワークショップでも、ペアレントトレーニングで話している内容を全ての方に知ってもらうのがよいのではといった意見も出ていたので、研修のような形で行っていくことも考えていきたいと思っている。

以 上

「中央地域こども支援者等説明会」議事要旨

日 時	令和元年 7 月 26 日（金）午後 2 時から午後 4 時まで
場 所	中央北生涯学習プラザ 小ホール
参 加 者	12 人
市 出 席 者	尼崎市理事、支援センター企画課長、こども総合相談第 1 担当係長、こども総合相談第 2 担当課長、発達相談支援課係長、青少年課長、こども教育支援課長ほか 3 名

1 開会

2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」及びユース交流センター「あまぽーと」「アマブラリ」の概要

3 質疑応答

参加者) 発達相談支援課では、視覚障害や聴覚障害の子の相談は可能か。

市 ) ASD、LD 等の発達相談のみに対応している。視覚障害や聴覚障害の相談は、従来どおり、たじかの園等の児童発達支援センターにお願いしたい。

参加者) ネグレクトの傾向の子がいる。保護者に話しにくい、気になっておりその事も含めて相談してもよいか。

市 ) 家庭児童相談課に相談して欲しい。

参加者) 以前、高校生なので福祉課に相談するように言われたことがあるが、どう違うのか。

市 ) そのケースがどのような状況だったのか分からないが、家庭児童相談課に相談して欲しい。一緒に考えていく。

参加者) 地域と連携という事だが、具体的にどのような事を考えているか、イメージを聞きたい。

市 ) いくしあは相談援助機関のため、どうしても相談が入口になってしまう。アウトリーチの部分は弱いと思っているので、地域で色々な課題を抱えておられる子どもやそのご家族の早期発見、またその方がいくしあにつながるまでのつなぎの部分について、地域の方のお力をお借りしたい。また、支援についても、いくしあと日常の生活圏である地域とで、できるところが異なる部分があるので、双方で連携して支援していきたい。

参加者) 民生児童委員から「地域に気になる子がいる」という相談があった場合、どのようにつないでいけば良いか。

市 ) まずは民生児童委員からの相談内容等を聞かせていただく。その後アセスメントし、どういったアプローチが良いかを一緒に考えていく。

参加者) 土日は空いているか。

市 ) いくしあは平日のみである。ただしユース交流センターは、土日祝日を空けて休みをずらす等の対応を現在も行っており、10 月以降もその方向で考えている。

参加者) 青少年課の施設については、利用料が発生するのか。

市 ) ボーイスカウト等の青少年の健全育成のための団体が使用する場合には無料、

その他は有料としている。10月以降も同様の形とする予定である。

参加者) 発達相談は、保護者のみが行えるのか、学校からも相談もできるのか。

市 ) 発達検査は保護者からの希望で行う。保護者の同意があれば、学校や他の機関とやり取りはできる。

参加者) 総合相談に相談した後、どうなるのか。その後の流れを教えて欲しい。決まっていないということなのか。

市 ) 決まっている部分と決まっていない部分がある。総合相談に入った相談について受理会議をし、アセスメントしたうえで対応を考えるという基本の形は決まっている。より具体的な部分について、色々な個別事例を元に検討中である。

参加者) いくしあは、相談があるまで動けないのか。

市 ) 発達相談に関して言えば、相談がないと動けない。保護者からの相談でなくても、施設や学校からの相談があれば、健診の情報を取る等して、対応を検討することはある。

参加者) 在宅でどこにも通っていない子の発達相談は、どうしたら良いか。

市 ) 保護者から相談があれば良いが、発達相談課では対応は難しい。

参加者) 相談ルートについての質問。今まで直接担当課に相談していたのが、総合相談を通すことになるのか。

市 ) まずは、総合相談課でしっかり聞き、その中で受理会議やアセスメントをし、対応について検討していくことを考えている。たらい回しにならないように迅速に対応する。以前から継続して相談を聞かせていただいているものは、引き続きその課が対応する。

参加者) 5歳児健診の話が以前あったがどうなったか。

市 ) 予算の関係で現在は難しい。子育てレターを全戸配布し、相談を促す等を検討している。

以 上

「立花地域子ども支援者等説明会」議事要旨

日 時	令和元年 8 月 6 日（火）午後 2 時 30 分から午後 4 時まで
場 所	青少年センター 南館 1 階 研修室
参 加 者	10 人
市 出 席 者	こども青少年部長、支援センター企画課長、こども総合相談第 1 担当課長、こども総合相談第 2 担当課長、発達相談支援課長、青少年課長、こども教育支援課長 ほか 4 名

1 開会

2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」及びユース交流センター「あまぽーと」「アマブラリ」の概要

3 質疑応答

参加者) 子どもの育ち支援センターへの自転車でのアクセスにおける安全面の配慮について、どう考えているのか。

市 ) いくしあの前の道路には、自転車レーンを緑色に塗ってもらったり、正面に信号機や横断歩道の設置等を調整している。加えて、バスで来られる際は、バスの利便性の向上について阪神バスと協議する場の設定、また不審者対策で防犯カメラ設置等の調整もしている。

参加者) アマブラリの蔵書について、現在使われている市の図書サービスに加わるのか。例えば、アマブラリの本を立花北生涯学習プラザなど他の施設利用者が借りたいといった時に、相互に協力することはできるのか。また、ヤングアダルト層向けの本は多く置かれる予定なのか。

市 ) 蔵書については中央図書館の蔵書という位置づけで、教育委員会と協力しながら行う。生涯学習プラザからもすべての本の貸し出しは可能である。中央図書館と調整し、ヤングアダルト層への本を多く置く予定である。

参加者) 組織体制について、現在市役所内に位置付けられている課が、子どもの育ち支援センターに移動するのか。

市 ) 支援センター企画課、こども教育支援課、発達相談支援課は既存の課である。総合相談課・家庭児童相談課は新設される課であるが、現在北部・南部にあるこども総合相談第 1 担当・こども総合相談第 2 担当という 2 つの担当課は廃止される予定であるため、課の数は変わらない予定である。

以 上

「大庄地域子ども支援者等説明会」議事要旨

日 時	令和元年 8 月 21 日（水）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
場 所	大庄北生涯学習プラザ ホール
参 加 者	5 人
市 出 席 者	こども青少年部長、支援センター企画課長、こども総合相談第 1 担当課長、こども総合相談第 2 担当課長、発達相談支援課係長、こども教育支援課指導主事、青少年課長 ほか 3 名

1 開会

2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」及びユース交流センター「あまぼーと」「アマブラリ」の概要

3 質疑応答

参加者) いくしあが地域に求めたい役割、情報提供や地域振興センターによる場の提供以外のソフト面で担ってほしいことは何か。

市 ) いくしあは相談・援助業務を行うので、相談までつながれば適切な業務が始まるが、早期発見はなかなか難しい。地域で課題のある子どもや子育て家庭がいれば、いくしあに相談に来れるよう案内をする、いくしあにその情報を伝えるということをしていただきたい。そうすることで、アウトリーチ支援がしやすくなり、それによって尼崎の子どもの環境が良くなるのではないかと思う。

また、いくしあだけで支援するのではなく、地域の人に子どもや子育て家庭に関心を持ってもらい、支援者を増やしていこうということを考えている。そのための研修や出前講座も考えているので、それも地域と一緒にさせていただきたい。

地域振興センターで子育て相談会をしていただけるのであれば、そこに発達相談支援員が伺い、発達が気になる子育て家庭の相談会を開くなどして、地域といくしあが一緒に支援をしていくような形にしていきたい。

参加者) 地域の方から相談があれば情報提供をしたいと思う。大庄では、子育て関係の活動をしているが、ポジティブな会なので発達面の悩みの相談は受ける。また、社会教育課の補導員から若者の非行に関する話は聞く。しかし、虐待や不登校などのセンシティブな内容の相談を受けることがないので、その面での情報提供はあまりできないのではないかと思う。

また、青少年関係についても地域に広めていこうということであるが、具体的にどのようなことをしたいと思っているのか。

市 ) 生涯学習プラザに現在も多く青少年が自習などをしに来ていると思う。そこに青少年事業の指定管理者が介入し、事業を進めるという形も考えている。

参加者) 青少年健全育成会で、これから課題が出てきた際にそれを解決できるように話し合っていきたい。

場所が離れているという問題に関してはあまり気にしなくていいと思うが、ソフト面の内容について、どのように考えているのか。

市 ) 虐待・発達面についての会を行い、人を集めることは難しいので、ポジティブな内容で事業を行い、その一部として少し時間をもらってプチ相談会を開くなど、相談等のできる場をつくるなどして、アウトリーチしていきたい。

参加者) 「子どもがまだ言葉をしゃべりださない」等の発達面の相談は聞くが、虐待・不登校関係の深いネガティブな内容は、相談会の場などで表立ってはしにくいのではないか。

- 市 ) 虐待・不登校に限らず発達相談に関する相談内容も受け付けており、また、いきなり虐待・不登校についての相談をすることは難しくても、発達関係の内容から相談されることもあると思う。発達相談関係の先生の講演会後には、相談をしたい人の列ができるほど相談したい人は多いので、これからそのような場を作り、相談を受けることも考えている。また、発達障害は小さいうちの検診では分からないことも多いので、その場で相談をしてもらい、解決につなげていきたい。
- 市 ) 虐待に関することについては、すぐに家庭に介入しなければいけないような状況になるわけではなく、介入が必要となるまでのプロセスがある。そのプロセスの中の初めの時点から情報が入るように、地域の方の中にいるからこそできる支援をしていただきたい。
- 参加者) 児童相談所は措置権を持っていると思うが、いくしあは児童相談所とは異なる。いくしあは何か権限を持っているのか。
- 市 ) いくしあに強制的な権限はない。28年児童福祉法の改正により市区町村子ども家庭総合支援拠点について努力義務化され、児童虐待の未然防止・相談援助を市区町村単位で行うことが進められている。その役割・拠点をいくしあが担う。
- 参加者) いくしあの役割について、機能的には案件が児童相談所にいく前の予防的措置を行うという理解で間違いないか。
- 市 ) ケースが重篤化する前に予防していく。
- 参加者) 地域から情報をもらいたいということであったが、各機関と連携する中で不登校に関する情報が地域に入ることはあるのか。
- 市 ) 個人の情報のやりとりについては要保護児童対策地域協議会で行われるが、参加されているのは専門機関の方がほとんどである。その中で進めることが基本であるので、メンバーでない地域の方に情報提供をすることはできない。
- 参加者) 誰の情報が欲しいのか、対象が分からないので、気が付いたことしか伝えることはできない。サテライト式に事業を行っていくのであれば、情報のやり取りをどのように行うのかなど、しっかりと決めるべきだと思う。
- 市外の人が相談に来た場合、相談は受けるのか。
- 市 ) 市外の人であっても拒否することはできないが、あくまでも市民のための場なので、支援を行うというよりいくしあでできる対応は限られていることを伝え、適切な場につなぐこととなる。
- 市 ) 例えば、市外の身内が市内の当事者のことを相談することも考えられる。基本は市民対象だが、内容によって対応するかどうか異なる。
- 参加者) 本来は3歳までの子どもからの相談・対応は、保健所で行うこととなっている。いくしあでしている事業の際に0、1、2歳児について相談があった場合、いくしあでその後の発達検査などの対応をしていくのか。それとも保健所につなぐのか。
- また、各機関に支援をつなぐことに関して、現在保健所で各機関につなぐことはしているが、待ち状態も多く、かなり時間をかけて行っている状態であり、完全に通えるものばかりでなく、週に1回だけはいけるようにしてもらうなど様々なパターンがある。いくしあを開設後は、いくしあが各機関に確実につなぐところまでするのか。
- 市 ) 0歳～3歳の子どもへの対応について、現在検討中であるが、基本的には保健所でみていただく。その後、地域保健課といくしあで連携をとっていく形。その内容として

は、いくしあの診療所にかかるケースやそれ以前からかかわりの深い地域保健課で引き続き見てもらうケース、医療機関に引き継ぐケース、保育所で支援していくケースなど、様々なケースがあると考えている。また、出張相談等相談を受けた子どもに関して、1歳半健診での内容等情報を求めるということも考えられる。

各機関につなぐことに関して、今様々な事業所がある中で情報を取り切れていない状態、中核市になって今年から県から移譲された事業所について監査の権限が移ってきているので、以前よりも情報が入ってくると思われる。また、WAM NETに少しずつ情報が入ると聞いている。情報収集をして事業所の案内はできるが、つなぐ部分に関しては南北の障害者支援課に意見書を提出しつないでもらうので、いくしあが事業所に入るところまでつなぐことはできない。待ちが多く、すぐにつなぐことができないことに関して、待機の間には保護者の子どもを支援する気持ちがそがれてしまわないように、いくしあで保護者の不安を取り除けるように相談にのる、診療所で再診する等の支援をしていきたいと考えている。

※ WAM NET : 介護・福祉・医療などの制度解説や研修セミナー情報など、福祉・保健・医療の情報を総合的に提供している情報サイト

以 上